

事業設計書					設計年月日	令和8年1月日
環境部長	所長	補佐	係長	係		
事業名称	東部クリーンセンター一般廃棄物運搬業務委託					
事業場所	松戸市高塚新田352番地			事業期間	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日	
設計金額	委託価格	単価合計 円				
設計概要	別紙内訳書のとおり					設計内容 審査済

内 訳 表

第 1 表		東部クリーンセンター一般廃棄物運搬業務委託				
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託料						
	市外搬出 搬入場所(ア)	t	1.0			按分率43.10345% 内訳表第2表参照
	市外搬出 搬入場所(イ)	t	1.0			按分率43.10345% 内訳表第3表参照
	市内搬出 搬入場所(ウ)	t	1.0			按分率13.79310% 内訳表第4表参照
単価合計						

内 訳 表

第 2 表		市外搬出 搬入場所(ア)				
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費						
市外搬出	搬入場所(ア)	t	1			単価表第1表参照
高速道路料金(ア)		t	1			単価表第3表参照
直接委託費計						
共通仮設費		式	1			
純委託費						
現場管理費		式	1			
委託原価						
一般管理費		式	1			
単価1t当たり計						

内 訳 表

第 3 表		市外搬出 搬入場所(イ)					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
本委託費							
市外搬出	搬入場所(イ)	t	1			単価表第1表参照	
高速道路料金(イ)			t	1		単価表第4表参照	
直接委託費計							
共通仮設費			式	1			
純委託費							
現場管理費			式	1			
委託原価							
一般管理費			式	1			
単価1t当たり計							

内 訳 表

第 4 表		市内搬出 搬入場所(ウ)					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
本委託費							
市内搬出	搬入場所(ウ)	t	1			単価表第2表参照	
直接委託費計							
共通仮設費			式	1			
純委託費							
現場管理費			式	1			
委託原価							
一般管理費			式	1			
単価1t当たり計							

单 価 表

※施行パッケージ単価

第 1 表		市外搬出					1t当たり
名 称	規 格 寸 法	単 位	構成比	東京単価	積算単価	摘 要	
標準単価			P				
機械構成比		%	K				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級 タイヤ消耗費及び補修費（良好）含	%	K1				
労務構成比		%	R				
運転手（一般）		%	R1				
材料構成比		%	Z				
軽油	1.2号	%	Z1				
1t当たり							

单 価 表

※施行パッケージ単価

第 2 表		市内搬出					1t当たり
名 称	規 格 寸 法	単 位	構成比	東京単価	積算単価	摘 要	
標準単価			P				
機械構成比		%	K				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級 タイヤ消耗費及び補修費（良好）含	%	K1				
労務構成比		%	R				
運転手（一般）		%	R1				
材料構成比		%	Z				
軽油	1.2号	%	Z1				
1t当たり							

单 価 表

单 価 表

東部クリーンセンター一般廃棄物運搬業務委託 仕様書

本仕様書は、松戸市から搬出される一般廃棄物の運搬業務に関し、基本的な業務事項を下記に示すものである。

1. 搬出・搬入場所

(1) 搬出場所 千葉県松戸市高塚新田 352 番地
松戸市東部クリーンセンター

(2) 搬入場所
ア 埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 352 番地
よりいコンポスト株式会社 寄居工場
イ 千葉県銚子市 2950 番地
千葉産業クリーン株式会社
ウ 千葉県松戸市和名ヶ谷 1349 番地の 2
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター

2. 運搬車両

一般廃棄物を運搬する車両は、4 t 車（幅 2.7m、高さ 2.75m 以内）とし、事前に車両番号等（車検証等の写し）を届け出るものとする。

3. 運搬経路

搬入場所：ア・イの場合

乙は、運搬経路図を事前に通知するものとする。なお、寄居町内においては、寄居町長、銚子市においては銚子市長の指定する経路を走行するものとする。

搬入場所：ウの場合

運搬車は、市の指定した運搬ルートにより運搬するものとする。

4. 搬出量（年間予定数量）

(1) 脱水汚泥

搬入場所：ア 200 t
：イ 200 t
：ウ 510 t

数量については、予定数量であり、変更が生じた場合は別途協議するものとする。

(2) 搬入場所：ア・イの場合

日ごとの搬入場所は、事前に甲が指示するものとする。(1 日 2 台以内)

搬入場所：ウの場合

運搬量は、1 日 3 台以内

5. 業務実施日

業務を実施する日は、次の日を除くものとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 3 日とする。ただし、松戸市の指定した日はこの限りでない。

また、搬入時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。(搬入場所：ウの場合)

6. 脱水汚泥の計量

搬入場所：ア・イの場合

脱水汚泥を積載後、東部クリーンセンターにて計量を行い、一般廃棄物受入書の交付を受けるものとする。

搬入場所：ウの場合

脱水汚泥を積載後、東部クリーンセンターにて計量を行うものとする。搬入場所では、荷下時に汚泥等をこぼした場合は、その周囲を適宜清掃するものとする。

なお、搬入時は各搬入場所の指示に従うものとする。

7. 支払に係る数量

委託料の請求に係る数量については、上記計量した数量をもって請求するものとする。

8. 遵守事項

- (1) 乙は、業務に係わる関係法令を遵守し、誠実に履行するものとする。
- (2) 脱水汚泥の運搬車への積込時、周囲が汚れないように注意すること。
積込完了後、適宜周囲を清掃するものとする
- (3) 臭気対策については車両を密閉する等、万全を期すること。
- (4) 乙が一般廃棄物を運搬する際は、交通法規及び通行規制等を遵守し、積載量・制限速度については特に留意するとともに、運搬中は荷台に被覆するものとする。また、施設の搬入路等を通行の際は、最徐行するものとする。
- (5) 乙は運搬に際し、汚泥等を周囲に飛散させる等、運搬経路の周辺地域に迷惑を及ぼさないよう適正な配慮を行うものとする。
- (6) 乙は、本業務に支障を及ぼすことのないよう、車両等の予備を確保できる体制をとるものとする。
- (7) 乙は本業務に従事する者の名簿及び運転免許証等の写しを事前に提出するものとする。
- (8) 甲は、一般廃棄物を引き渡す際、「一般廃棄物受入書（A～D 票）」を交付するものとする。乙は、交付を受けた「一般廃棄物受入書」について箱等により適切に保管の上、確実に搬入場所へ送付するものとする。また、乙は搬入後、受付印が押印された「一般廃棄物受入書（D 票）」を甲に送付するものとする。(搬入場所がア又はイの場合に限る。)
- (9) 脱水汚泥の積込み作業に使用した足場台は、使用後、速やかに防火シャッターの開閉に支障を及ぼさない位置へ移動するものとする。
- (10) 本仕様書並びに契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

彩の国資源循環工場 案内図

埼玉県大里郡寄居町三ヶ山



千葉産業クリーン 株式会社 案内図

千葉県銚子市 2950 番地



※青で示した箇所が通行可能経路です。

